

令和3年度 第2回 七飯町公営企業経営審議会

開催日時及び場所	令和3年10月15日（金）午後6時30分～午後8時15分 七飯町役場 201会議室
委員 (委員数 7名) (出席数 6名)	<p>会 長 堀 田 市 雄 （七飯町町内会連合会 会長） 出席</p> <p>副会長 河 村 早 織 （行革推進委員） 欠席</p> <p>委 員 奥 寺 文 子 （七飯町社会福祉協議会 副会長） 出席</p> <p>委 員 川 又 修 治 （七飯町商工会 会長） 出席</p> <p>委 員 富 岡 秀 廣 （北海道税理士会函館支部指導研修部長） 出席</p> <p>委 員 村 瀬 克 己 （七飯町身体障害者福祉協会 事務局長） 出席</p> <p>委 員 山 川 俊 郎 （七飯町教育委員） 出席</p> <p style="text-align: right;">※会長、副会長を除いて50音順、敬称略</p>
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 各委員あいさつ 3 七飯町公営企業経営審議会会長及び同副会長の互選 4 七飯町の上下水道の状況について 5 諮問 6 諮問事項の精査・要求資料の検討 7 その他 8 閉会

委員会からの意見等

1. 上下水道の状況について（決算書）に対する質疑応答

- 1 営業費用における減価償却費の割合が非常に高い。収益に対する費用の期間按分は適切か。
 (回答) 決算書注記に記載されている耐用年数により償却されており、適切。
- 2 長期前受金戻入については過去に受領済みの補助金ととらえてよいか。長期前受金戻入は、町民に負担が発生するものではないと考えてよいか。
 (回答) お見込みのとおり。水道はほぼ補助金がないが、下水道は未普及解消等の国策から、補助がある。また、長期前受金戻入は過去に受けた補助金を減価償却費と同様按分して戻入するものであり、資金の具体的な移動が発生するものではない。

3 各会計の赤字と繰入金の状況について説明願いたい。

(回答) 【水道事業会計について】

令和2年度はコロナウイルス感染症感染拡大に伴う家計負担の軽減を図る政策により基本料金減免を実施したことにより、営業損失を計上したが、例年は営業で収益を確保しており、通算すると、現金・預金として3.8億円の蓄積がある。

【下水道事業会計について】

営業損失が常態化しており、それを補てんするため毎年、一般会計から繰入を実施している。令和2年度では3.5億円の繰入を実施しており1.2億円は国の示す交付税等の基準に基づくものだが、2.3億円については、基準外として繰り入れている。現金・預金は1,300万円程度しかなく、一般会計からの繰入なしには運転できない状況である。

4 水道事業会計と下水道事業会計を一つの会計とすることはできないのか。

(回答) 国からそれぞれ別に独立採算制をとるよう指示があり、一つの会計とすることはできない。

2. 諮問事項の精査・要求資料の検討に係る意見・質疑応答

1 下水道事業が実質赤字である現状を鑑みると、料金改定が必要。答申までの期間が短く、また委員では必要な改訂幅の検討がつかないことから、委員会で一から答申を練り上げるより、事務局で案を提示してもらい、それについて精査したほうがよい。次回までに料金改定のシュミレーション、審議項目と対応策、収入と支出それぞれの課題を明示していただき精査したい。近隣市町と比して実施していない業務の取りやめなどの検討も必要。

2 大沼下水浄化センターが大きな赤字要因となっている。廃止することで赤字が解消されると短絡的に考えてしまうが、公共サービスであることを鑑みると、早急に廃止するという結論は出せない。

3 もう少し早く料金改定等に着手するべきだった。下水道事業が赤字だったなんて思いもしなかった。今回見直しのタイミングとなったのはなぜなのか。

(回答) 令和2年度から下水道事業を法適化したことで課題点が顕在化してきた。

4 長年、繰入ありきの予算であったことに問題がある。繰入金は税金等から賄われていることから、下水道不使用の町民の税金も投入されている。税金の使途として、公平、中立の原則に反している。独立して採算がとれるよう検討すべきである。

5 近隣自治体等の料金と比較すると極端に低廉な料金に抑えられている傾向が見て取れる。